

門川町業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者と受注者は、門川町財務規則及び委託契約書に定めるものの他、この約款により業務を履行するものとする。

(実施の方法)

第2条 受注者は、別冊の設計書、又は仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）並びに発注者の指示に従い、業務を誠実に履行するものとする。

(業務工程表等)

第3条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、着手届、又は業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、契約の変更があった場合も同様とする。

(発注者の調査権)

第4条 発注者は、必要があると認めたときはいつでも、受注者に対し、業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第10条第1項第9号及び同法第12条の2に規定するプログラムの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（貸与品等）

第8条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という）の品名、数量、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、別途定める。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、不要となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくははき損し又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代用品を納め、若しくは原状に復して返還し又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（委託業務の変更及び中止等）

第9条 発注者は、必要があるときは書面により受注者に通知して、契約内容の変更、又は業務を一時中止し若しくはこれを打ちきることができる。

- 2 発注者は前項の規定により業務を一時中止した場合において、受注者が業務の続行に備え必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託履行期間の変更）

第10条 受注者は、業務に支障を及ぼす天候不良その他受注者の責めに帰することのできない事由により、履行期間内に業務を遂行することができないときは、その理由を明記した書面により発注者に委託履行期間の変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により請求があった場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、受注者と協議して業務履行期間を変更するものとする。

（損害の負担）

第11条 受注者は、業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(保険により補填された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務遂行につき通常避けることができない行為により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償をしなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその解決にあたるものとする。

(委託業務の完了報告・検査等)

第12条 受注者は、業務が完了したときは、業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務等の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、業務等の履行内容が前項の検査に合格しなかったときは、直ちに修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完(以下「履行の追完」という。)を行い、改めて発注者の検査を受けなければならない。

4 前2項の検査及び前項の履行の追完に伴う費用は、受注者の負担とする。

5 検査の合格までの間において、当該目的物の滅失、損傷等が生じた場合の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第13条 完了した業務等の履行内容又は目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は、受注者に対し、当該契約不適合の履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の締結した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託料の支払)

- 第14条 受注者は、業務が完了したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(部分払)

- 第15条 受注者は前条の規定にかかわらず、委託業務の完了前に部分払金の請求をすることができるが、委託期間中12回を越えることはできない。ただし、この契約が長期継続契約の場合は、委託期間中60回まで部分払金の請求することができる。
- 2 前項の部分払金の請求は、あらかじめ支払い方法が定めてある場合に限るものとする。

(発注者の解除権等)

- 第16条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 受注者が正当な理由がないのに、契約締結後10日を過ぎても、委託業務に着手しないとき。
 - (3) 受注者がこの契約に定める委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 委託業務の実施につき、受注者の不正の行為があったとき。
 - (5) 受注者が正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。
 - (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該

契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに実施した状況を書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による報告を受けたときにおいて、受注者が既に業務等を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に関する引き渡し等を受ける必要があると認められるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する業務委託料を受注者に支払うものとする。
- 4 受注者は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

- 第17条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 発注者が委託業務の内容を変更したため、委託料の額の3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が委託業務を中止した期間が委託期間の10分の5を超えたとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、受注者が契約を解除した場合における委託料の支払に関して準用する。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

- 第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る項の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、受注者に通知しなければならない。
 - 3 前1項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
 - 4 本条の規定は、この契約において長期継続契約の場合のみ適用する。

（業務引継）

- 第19条 受注者は、発注者が指示した場合は、事業完了後であっても、発注者に無償で業務を引き継がなければならない。
- 2 発注者は、受注者からの業務引継を一週間を超えない期間に行うものとする。
 - 3 業務の完了によって、受注者が所有する使用資器材及び仮設物その他の物件（下請負人所有し、又は管理する物件を含む）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに取り片付けなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、

又は取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復、若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第20条 発注者は、完了した業務等の履行内容又は目的物に関し、業務等の完了の日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

3 発注者は、第12条第2項又は第3項の検査の際に契約不適合があるときを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 前項の規定は、目的物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(天災等による履行不能)

第21条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により業務の遂行が困難となったときは、書面によりその旨を発注者に申し出るものとする。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施にあたっては、個人の権利利益を害することの無いように努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(裁判の管轄)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、宮崎地方裁判所延岡支部とする。

(補則)

第25条 この約款に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。

附則

この約款は、平成14年4月1日から施行する

この約款は、平成17年4月1日から施行する

この約款は、平成20年12月1日から施行する

この約款は、平成23年4月1日から施行する

この約款は、平成29年6月1日から施行する

この約款は、令和2年12月1日から施行する